

特定施設の一覧

騒音規制法及び振動規制法において該当する特定施設は以下のとおり。

(1) 騒音規制法における特定施設

- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条第 1 項
- ・騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）第 1 条、別表第 1

1. 金属加工機械

- イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）
- ロ) 製管機械
- ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
- ヘ) せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- ト) 鍛造機
- チ) ワイヤフォーミングマシン
- リ) ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
- ヌ) タンブラー
- ル) 切断機（といしを用いるものに限る。）

2. 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

3. 土石用又は鉱石用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

4. 織機（原動機を用いるものに限る。）

5. 建設用資材製造機械

- イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）
- ロ) アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）

6. 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

7. 木材加工機械

- イ) ドラムバーガー
- ロ) チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
- ハ) 碎木機
- ニ) 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
- ホ) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
- ヘ) かんな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

8. 抄紙機

9. 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

10. 合成樹脂用射出成形機

11. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

(2) 振動規制法における特定施設

- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項
- ・振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）第 1 条、別表第 1

1. 金属加工機
 - イ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ) 機械プレス
 - ハ) せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
 - ニ) 鍛造機
 - ホ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2. 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
 3. 土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
 4. 織機（原動機を用いるものに限る。）
 5. コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
 6. 木材加工機械
 - イ) ドラムバーカー
 - ロ) チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
 7. 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
 8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
 9. 合成樹脂用射出成形機
 10. 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）